

高知県立地域職業訓練センター

令和9年度～令和13年度

管 理 運 営 業 務 仕 様
及 び 要 求 水 準 書

令和8年9月

高知県商工労働部雇用労働政策課

－ 目 次 －

1	施設の基本事項	1
2	センターの運営にあたっての基本的な考え方	2
3	業務の内容	2
4	組織の体制	5
5	業務に必要な経費等	5
6	協定	6
7	物品の使用等	6
8	責任分担	7
9	その他の事項	7
<別紙1>	定期点検一覧表	10
<別紙2>	責任及びリスク分担の区分表	14

1 施設の基本事項

(1) 施設の名称

高知県立地域職業訓練センター

(2) 設置根拠

ア 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（平成 22 年高知県条例第 50 号。以下「条例」という。）

イ 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 22 年高知県規則第 81 号。以下「規則」という。）

(3) 設置の目的

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、労働者等の職業能力の開発及び向上を促進するため、事業主団体等が行う職業訓練、職業に関する教育訓練等の用に供する施設として設置する。

また、高知県立地域職業訓練センターにおいては、法第 46 条第 2 項の規定により技能検定試験を実施する。

(4) 施設の概要

ア 所在地

高知市布師田 3992 番地 4

イ 名称

高知県立地域職業訓練センター（以下「センター」という。）

ウ 施設概要

敷地面積 3,909.9 m²

① 本館

- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・建築年 昭和 60 年 9 月竣工
- ・延床面積 1,114.53 m²
- ・施設内容 会議室、研修室（5）、事務室

② 実習場

- ・構造 鉄骨造平家建
- ・建築年 昭和 60 年 9 月竣工
- ・延床面積 697.23 m²

③ 附属建物（変電室及び機械室の 2 棟）

- ・構造 コンクリートブロック造平家建
- ・建築年 昭和 60 年 9 月竣工
- ・延床面積 変電室 18.28 m²
機械室 5.36 m²

エ 休館日

条例第 3 条の規定に基づき、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を休館日とする。

ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、あらかじめ知事の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

オ 利用時間

条例第 4 条の規定に基づき、午前 9 時から午後 10 時までとする。

ただし、指定管理者が必要があると認める場合は、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。

カ 利用の制限等

条例第5条第2項の規定に該当するときは利用の制限を、規則第14条の規定に該当するときは入館の制限を行うことができる。

キ 平等利用の確保

センターの管理運営に当たっては、利用者の平等な利用を確保すること。

ク 利用料金

施設の利用にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項及び第9項の規定に基づく「利用料金制度」を導入しており、利用料金は、条例第11条の規定に基づき、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、額を定めることができる。

2 センターの運営にあたっての基本的な考え方

- (1) センターの設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 関係団体や企業に施設の利用を積極的に働きかけ、労働者等の職業訓練の充実・拡充を図ること。
- (3) 管理運営にあたっては、関係する法令等を遵守すること。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 県民への積極的な情報公開に努めること。
- (7) 経費の節減に努めること。
- (8) 物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるとともに、「公共調達による地消地産推進戦略」に基づき、県産品の採用又は県内事業者からの調達に努めること。

3 業務の内容

(1) 施設の利用の許可等や利用の許可の取消し等に関する業務

ア 利用許可の対象となる施設

施設の利用許可の対象となる施設は次のとおりである。

・会議室	60 m ²
・第1研修室	45 m ²
・第2研修室	60 m ²
・第3研修室	61 m ²
・第4研修室	79 m ²
・第5研修室	175 m ²
・実習場	470 m ²
・実習研修室	29 m ²

イ 利用許可業務

条例及び規則の規定に基づき、利用の許可等（申請の受付、許可、変更の許可、許可の取消し）の業務を行うこと。

ウ 技能検定試験のための利用の優先

指定管理者はセンターの設置目的に鑑み、条例及び規則に定めるところにより、技能検定試験のための利用を優先すること。

エ 暴力団の利用の排除

施設等の利用許可に関して、暴力団の活動に利用される疑いのある場合は、県が定める「指定管理者による公の施設の管理における暴力団排除措置要領」に基づき、県と協議のうえ、適正に事務を処理すること。

(2) 施設の利用料金の収受、減免、還付に関する業務

ア 利用料金の収受等業務

条例及び規則の規定に基づき、利用料金の収受等（収受、減免、還付）の業務を行うこと。

イ 利用料金の額

条例第 11 条により、上限額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和 33 年高知県条例第 1 号）第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を上限額に加えて得た額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、知事の承認を得て定めることができる。

なお、条例第 9 条に基づき、高知県職業能力開発協会が技能検定試験のために利用する場合は利用料金の納付の対象外となる。

また、条例第 12 条により、知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 保守管理業務

①保守管理

建築物全般、電気設備、空調設備、給排水衛生設備、消防設備等は、日常点検、定期点検、法定点検等を行い、常に良好な状態、性能及び美観を維持すること。なお、点検項目は＜別紙 1＞を参考とし、これに加えて法令上必要な点検項目がある場合は適宜実施すること。

②保全

建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに県に報告し、必要な施設保全を行うこと。

次の修繕の経費は指定管理者が負担するものとする。

- ・指定管理者の故意又は重大な過失によるもの。
- ・経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等のうち、1 件当たりの経費が 10 万円未満の小規模なもの。

イ 環境維持管理業務

①清掃業務

施設の環境を快適に維持するため、以下のとおり清掃業務を適切に行う。

(a) 日常清掃

開館日において計画的に、研修室等室内の清掃、廊下・階段・ロビーの清掃、実習場の清掃、トイレ・給湯室の清掃、トイレトペーパーの補給、カーペットの清掃、敷地内の清掃等を行う。

(b) 可燃性一般廃棄物収集処理業務

日常清掃等で発生する可燃性一般廃棄物の収集処理は週 2 回以上行う。

(c) 定期清掃

床の洗浄、ワックス掛けを年 2 回以上行う。

(d) 特別清掃

天井、壁、照明、窓、扉、排水溝等日常清掃で行わないところの清掃を年1回以上行う。

② 植栽維持業務

敷地内の植栽について、施設の美観を損なわないように剪定、除草、防虫、散水等を適切に管理する。

③ 保安警備業務

施設及び敷地内の秩序を維持し、事故、盗難、破損等の犯罪及び火災等の災害発生を警戒・防止し、施設・財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るための保安警備業務を適切に行う。休館日等で職員が常駐しないときは、民間警備保障会社等による機械警備等で対応する。

④ 駐車場保安業務

利用者の安全や混雑の解消に努めるものとする。

ウ 自動販売機の管理運営

利用者に対し飲物を提供する自動販売機の管理運営を行うこと。設置は、現在設置しているスペースに、現在と同じ台数のみの設置とする。

新たに設置しようとする場合には、個別に協議し、設置を認めるものとする。

(4) その他の業務

ア 事業計画書の作成

次年度の事業計画書を、毎年度10月末までに作成し提出すること。事業計画書の作成にあたっては、県と協議を行うこと。

イ 事業報告書の作成

事業報告書を、当該事業年度の翌年度の4月末までに作成し提出すること。

ウ 評価の実施

利用者からの施設運営に対する意見を聴取するとともに、施設に関する自己評価を行うこと。

エ 危機管理への対応

緊急時の対応に備え危機管理マニュアルを作成するとともに、その責任体制を明らかにしておくこと。

オ その他

センターの設置の目的を達成するための事業（条例第1条第2項に規定する技能検定試験の実施を除く。）の企画及び運営に関する業務を行うこと。

(5) 管理運営に関する留意事項

ア 公の施設として平等かつ公平な運営を行い、利用者が安全で快適に利用できる施設とすること。

イ 条例及び規則のほか、関係法令等の規定を遵守すること。

ウ 利用者の意見を管理運営に反映させること。

エ 利用者のサービス向上に努めること。

オ 個人情報の保護を徹底すること。

カ 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の削減に努めること。

(6) 再委託の禁止

指定管理者は管理代行業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務の一部について第三者に委託する場合はこの限りではないが、あらかじめ県と協議すること。

4 組織の体制

- (1) 指定管理者は、利用者のサービス向上を図り円滑にセンターの業務を遂行するために必要な職員を配置しなければならない。
- ・センター長（管理責任者）1名（兼任可）
 - ・業務担当職員 2名以上（うち1名は専任）
- (2) 業務を実施する者は、その内容に応じ、必要な知識・技能等を有する者とする。

5 業務に必要な経費等

(1) 管理代行料の算定及び支払

指定管理者は県が支払う管理代行料のほか、利用者が支払う利用料金等を自らの収入とすることができる。

県は、会計年度ごとに指定管理者が計画する管理代行料を支払う。支払方法は年度協定において定めることとする。管理代行料の上限額については、(2)のとおりであり、各年度の上限額以下の管理代行料により、事業計画及び収支計画を作成すること。利用料金収入相当額には利用料金のほか、事業を遂行することに関連して生み出される収入を含める。

(指定管理者の収入として見込まれるもの)

- ・管理代行料
- ・利用料金
- ・自動販売機の設置に関連する収入 など

(指定管理者の支出として見込まれるもの)

- ・人件費（退職給与引当金を含む。）
- ・管理費（光熱費、修繕費、保守管理費など）
- ・事業活動に伴い発生する公租公課 など

(2) 管理代行料の上限額（参考額）

ア 管理代行料の額

指定管理期間における管理代行料の上限は次のとおりとする。

- ・5年間総額 51,695,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・各年度 10,339,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 管理代行料の変更

県又は指定管理者は、指定期間中の賃金水準又は物価水準の変動などにより、各年度の当初に合意した管理代行料が不相当と認められる場合には、管理代行料の変更（増額又は減額）に関する協議を申し出ることができることとする。いずれかから協議の申出があった場合は、これに応じ、両者協議の上、変更の可否及び変更額を定めるものとする。

また、条例又は規則に定める利用料金は、今後改定する場合がある。改定した場合の利用料金や管理代行料等の見直しが必要となる事項については、県と指定管理者が別途協議のうえ、定めることとする。

(3) 管理代行料の精算

利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めない。ただし、余剰金が、管理代行料、利用料金による収入、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況及び県による施設整備の状況その他の状況に照らして過大であると認められる場合には、基本協定書に

定めるところにより、当該余剰金のうち県に納付すべき額を定めるものとする。

また、協定締結後の管理代行料は増額せず、経費に不足が生じた場合は、指定管理者の負担となる。

行政的理由から管理運営業務に変更があったとき又は事故又は自然災害など特別な場合の増加経費については、この限りでない。

(4) 会計区分

業務の遂行に当たっては、指定管理者が行っている他の事業と経理を明確に区分し、年度ごとに収支その他の経理に関する記録等を整備する。

(5) その他

職員が通勤用に使用するセンター区域内の駐車場（四輪自動車）の利用料金（月額 200 円）は、原則、当該職員から徴収し、職員駐車場利用料収入に計上し、管理費用に充当するものとする。

6 協定

(1) 基本協定

高知県議会の議決を経て指定管理者としての指定を行った後、県と指定管理者との間で、指定期間における管理運営に関して必要な事項について定める基本協定を締結する。

(2) 年度協定

県が支払う各年度の経費（管理代行料）に関することは、各年度の開始前に締結する年度協定で定める。

年度協定の締結に当たっては、指定管理者は、当該年度を初年度とする 5 年間（残りの指定期間が 5 年に満たないときは残りの年度）の管理運営に係る執行体制、管理運営業務、収支計画及びその他県が必要と認める事項について記載した事業計画書を提出し、県の承認を受ける。なお、事業計画に変更を生じるときは、その都度県と協議する。

7 物品の使用等

(1) 物品の使用

センターに配備している県の所有物品を無償で 사용할 ことができる。経年劣化により更新が必要となった場合の負担の分担は、県と指定管理者が協議のうえ決定する。

物品の修繕についての費用分担は、「8 責任分担」のとおりとする。疑義のある場合又は特別な事情がある場合は、県と指定管理者が協議のうえ決定する。

(2) 物品の管理

(1) により使用する県の所有物品について、善良な管理者の注意を持って管理し、点検、不具合の補修・修繕等の物品の管理を行うこと。

ただし、指定管理者が、当該物品を補充しない場合や廃棄する場合には、事前に県と協議すること。

また、物品管理簿により適正に管理すること。

(3) 物品の帰属等

指定管理者が購入し、又は調達した物品は、指定管理者に帰属するものとする。ただし、県があらかじめ指定した物品及び施設の管理運営に欠くことができないと認められる物品については、指定期間の満了後に県又は県が指定する者に引き継ぐものとする。

(4) その他

県の所有物品について、次のことを行わない。ただし、事前に協議を受け、承認したものを除く。

- ア 他の用途に使用すること。
- イ 加工又は改良を加えること。
- ウ 第三者に貸与し、又は譲渡すること。

8 責任分担

管理運営業務の実施に当たって、指定管理者と県の基本的な責任分担は、＜別紙2＞のとおりとす。疑義のある場合又は特別の事情がある場合は、県と指定管理者が協議のうえ決定する。

9 その他の事項

(1) 施設の管理運営に関する留意事項

- ア 高知県職業能力開発協会が施設の一部を事務所として使用する。この区分使用者には、施設管理費のうち、面積按分等で算定した額を負担させるものとする。
- イ 施設内（建築物内）には喫煙場所を設けない。
- ウ 防火責任者を選任し、担当業務を遂行するものとする。
- エ 指定管理者は、施設の管理運営に必要な事項を定めた各種規程等を定めなければならない。指定管理者が施設の管理運営に関する各種規程等を定める場合には、あらかじめ、県に協議することとする。

(2) 県との連携及び施策への対応

県と指定管理者は、指定期間において日常的に迅速な情報伝達と連絡調整に努めるとともに、指定管理者は、法令等に基づき監査等次の項目への対応を行うほか、県から各種の調査、資料作成等の依頼を受けたときは、これに協力する。

- ア 地方自治法第199条第7項の規定に基づく県の監査委員による監査
- イ 高知県「指定管理者による適正な管理運営の確保に関する基本方針」等

(ア) 自己評価

利用者のニーズを把握し利便性を向上させるためアンケート等により利用者の意見を聴取し、その結果及び対応策を県に報告する。

(イ) セルフモニタリング

指定管理者は、施設の安全性、サービスの提供、個人情報保護その他の遵守すべき事項について、定期的、継続的に自己点検を行い、その結果を踏まえて主体的に業務改善に取り組む。

(ウ) モニタリング

県は、指定管理者の業務の履行状況を調査点検する際、指定管理者と相互に点検結果を確認し合い、必要に応じて業務改善に向けた指導や助言を行う。モニタリングは、年1回以上、年度途中に実施することを基本とする。

なお、管理運営状況の評価について、県はその結果を公表するものとする。

ウ 帳簿類等の提出

県は、必要に応じて指定管理者に各種帳簿等の提出を求めることがある。

このほか、指定管理者は県の他の行政施策にも協力する。

(3) 関係法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、条例及び規則のほか、次の関連する法令等を遵守する。

- ア 地方自治法
- イ 職業能力開発促進法
- ウ 高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）
- エ 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）
- オ 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）

その他業務を遂行するうえで、関連する法令がある場合は、それらを遵守するとともに、指定期間中に関連する法令に改正があった場合は、改正された内容を遵守する。

(4) 保険への加入

利用者に係る保険として、指定管理者が被保険者となる賠償責任保険に加入するものとする。

施設内で発生した事故についての包括的な責任は県が負うが、指定管理者の管理責任が問われ、被害者に直接損害賠償をしなければならない場合がある。また、県が損害賠償を行った後、県が指定管理者に求償権を行使する場合がある。

指定管理者が加入する施設賠償保険は、次の補填内容以上の保険に加入すること。

- ・対人1名 1億円
- ・対人1事故 7億円

(5) 守秘義務

指定管理者及び指定管理者が使用する職員その他館の管理運営業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために利用してはならない。指定管理期間終了後若しくは指定の取消し後又はその職を退いた後も、同様とする。

指定管理者は、秘密に関して規程を定め、適正な管理を行う。

(6) 情報公開

指定管理者は、文書の開示については、高知県情報公開条例に準じて規程を定め、積極的な情報の公開に努める。

(7) 危機管理体制の整備

ア 南海トラフ地震対策など、センターの管理運営を行う上で予見される様々な危険に備え、非常連絡網の整備や避難通路の確保といった危機管理体制を明確にして職員に周知するとともに、利用者の安全確保等を含む対応マニュアルを作成し、適宜必要な訓練等を行う。

イ 平常時から警察署、消防署、保健所、病院等との連絡体制を構築しておき、万が一災害や事故等が発生した場合又はそのおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、県及び関係者に速やかに通報する。

(8) 行政財産目的外使用

条例で定める業務以外で施設を使用できる場合は、センターの魅力を増し、住民サービス向上につなげるために必要なものとして使用する場合に限る。この場合、県に行政財産目的外使用許可申請書を提出し、許可を受ける必要がある。

許可期間が満了する場合は、原則として原状に回復する。ただし、次の指定管理者との間で引き続き使用することを合意した場合は、この限りではない。

(9) 指定期間終了等に当たっての業務の引継ぎ等

指定期間の終了、指定の取消し、その他の理由により指定管理者の業務が終了するときは、契約及び財務上引き継ぐべき事項、物品の数量・状態等を照合確認し、業務に必要な文書及びデータ等とともに、県及び次の指定管理者に引き継ぐ。

引継ぎに係る経費については、現指定管理者の負担とする。ただし、必要がある場合は

別途協議する。

指定管理者の責めに帰すべき事由により、県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(10) 業務の継続が困難となったときの措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに県に報告する。その場合の措置は、次のとおりとする。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は指定管理者に対して改善を指示し、期間を定めて改善の実施を求めることができる。指定管理者が期間内に改善できなかった場合には、県は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

この場合に県に損害が生じたときは、指定管理者は、その損害を賠償する。

イ 指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、県と指定管理者は、業務継続の可否について協議し、継続が困難と判断したときは、県は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる。

(11) 次回の選定

次回の指定管理者選定については、次回の指定期間開始（令和 14 年 4 月）の前年度の手続を予定している。その際、指定管理者は、必要な資料の提供や現場説明の実施等に関して協力を行う。

(12) その他

ア 飲食物の販売など、諸届けを必要とする場合には、指定管理者が手続きを行うものとする。

イ その他定めのない事項及び不明な点は、県と指定管理者が協議のうえ決定する。

<別紙 1>

法定点検一覧表

(以下の点検項目を参考とし、これに加えて法令上必要な点検項目がある場合は、適宜実施すること)

点検項目	点検対象	内容	点検周期	関係法令	点検資格者	備考
建築物	①建築基準法 第6条 第1項 第1号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 200㎡を超えるもの (集会場、病院、共同住宅、学校、体育館、美術館、図書館、倉庫 など)	建築物の敷地及び構造について 損傷・腐食・その他の劣化状況	1回/3年	建築基準法 12条 2項 建築基準法施行令 第16条 第2項 建築基準法施行規則 5条の2 平成20年3月10日国土交通省告示 第282号別表第1 (③のうち、階数が 5 未満かつ延べ面積が 1,000㎡ 以下の建築物については別表第2)	1級建築士、2級建築士、 特定建築物調査員	
建築設備	②建築基準法別表第1(イ)欄に掲げる用途の特殊建築物で、階数が 3 以上かつその用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超え200 ㎡以下のもの (集会場、病院、共同住宅、学校、体育館、美術館、図書館、倉庫 など)				1級建築士、2級建築士、 建築設備検査員	工作物にも準用する
防火設備	③階数が 3 以上かつ延べ面積が 200㎡を超える事務所等の建築物	建築設備等の 損傷・腐食・その他の劣化状況	1回/1年	建築基準法 12条 4項 建築基準法施行規則 6条の2 国土交通省告示第285号 防火設備：平成28年5月2日 国土交通省告示第723号 昇降機：平成20年3月10日 国土交通省告示第283号	1級建築士、2級建築士、 防火設備検査員	防火扉、防火シャッター、 耐火クロススクリーン、ドレンチャー等
昇降機	・エスカレーター ・エレベーター ・小荷物専用昇降機				1級建築士、2級建築士、 昇降機等検査員	(建築基準法 8条 1項 関連) 昇降機の適切な維持管理に関して、年 1 回の定期点検以外に、エレベーターの種別に応じた点検項目・頻度などを国土交通大臣が定めている ・昇降機の適切な維持管理に関する指針 ・エレベーター保守・点検業務標準仕様書 (国土交通省 住宅局 建築指導課) 小荷物専用昇降機： 物を運搬するための昇降機で、かごの床面積が 1㎡ 以下、かつ天井の高さが 1.2m 以下のもの
外壁全面 打診調査	建築物の点検対象①②及び ・階数が 5 以上かつ延べ面積が1,000㎡を超える事務所等の建築物	タイル、石貼り等 (乾式工法によるものを除く) モルタル等の劣化及び損傷の状況	竣工後、外壁改修後、全面打診等を実施した後 10年を超え、最初に実施する定期点検で行う	建築基準法施行規則第5条の2 第1項 平成20年3月10日国土交通省告示 第282号 別表第1 2項 (11)	1級建築士、2級建築士、 特定建築物調査員	建築物の定期点検の点検表に含まれている調査項目
昇降機 (工場等に設置したもの)	エレベーター (特定機械)	積載荷重：1 t 以上	性能検査 検査証の有効期限内ごと(通常 1回/1年)	労働安全衛生法 41条 2項 クレーン等安全規則 159,162条	登録性能検査機関	工場等とは、労働基準法 別表第一 第1号から第5号までに該当する事業用のもの
	エレベーター	積載荷重：0.25 t 以上 1 t 未満	定期自主検査	労働安全衛生法 45条 1項 クレーン等安全規則 155条	事業者	簡易リフト： 荷のみの運搬するためのエレベーターで、かごの床面積が 1㎡ 以下、または天井の高さが 1.2m 以下のもの
	簡易リフト	積載荷重：0.25 t 以上	定期自主検査	労働安全衛生法 45条 1項 クレーン等安全規則 208,209条		
			検査証の有効期限内ごと(通常 1回/1年)	労働安全衛生法 41条 2項 ボイラー及び圧力容器安全規則 38条	登録性能検査機関	
ボイラー	ボイラー (小型ボイラーを除く)	労働安全衛生法施行令 1条 3号	性能検査 検査証の有効期限内ごと(通常 1回/1年)	労働安全衛生法 45条 1項 ボイラー及び圧力容器安全規則 32条	事業者	
	小型ボイラー	労働安全衛生法施行令 1条 4号	定期自主検査	労働安全衛生法 45条 1項 ボイラー及び圧力容器安全規則 94条		
			検査証の有効期限内ごと(通常 1回/1年)	労働安全衛生法 41条 2項 ボイラー及び圧力容器安全規則 73条	登録性能検査機関	
圧力容器	第1種圧力容器	労働安全衛生法施行令 1条 5号	性能検査 検査証の有効期限内ごと(通常 1回/1年)	労働安全衛生法 45条 1項 ボイラー及び圧力容器安全規則 67条	事業者	
	小型圧力容器	労働安全衛生法施行令 1条 6号	定期自主検査	労働安全衛生法 45条 1項 ボイラー及び圧力容器安全規則 94条		
	第2種圧力容器	労働安全衛生法施行令 1条 7号	定期自主検査	労働安全衛生法 45条 1項 ボイラー及び圧力容器安全規則 88条		
			検査証の有効期限内ごと(通常 1回/1年)	労働安全衛生法 41条 2項 ボイラー及び圧力容器安全規則 73条	登録性能検査機関	
自家用電気 工作物	・電力会社等から600 V を超える電圧で受電して電気を使用する設備 ・発電設備(小出力発電設備を除く)とその発電した電気を使用する設備	保安規定に定める 自主定期点検	保安規定に基づき実施	電気事業法 42,43条 (保安規定,主任技術者) 同 施行規則 52条 2項, 52条の2 (保安管理業務の委託契約) ・電気保安法人 ・電気管理技術者(個人)	電気主任技術者(保安の監督) 電気事業法施行規則 52条 2項 に掲げる自家用電気工作物は、下記の者と保安管理業務を委託契約すれば、電気主任技術者を連任しないことができる ・電気保安法人 ・電気管理技術者(個人)	小規模発電設備とは600V 以下で ・出力 50kW未満 の太陽電池発電設備 ・出力 20kW未満 の風力発電設備 ・出力 20kW未満 で最大使用水量 1m³/s 未満の水力発電設備(ダムを伴ったものを除く) ・出力 10kW未満 の内燃力を原動力とする火力発電設備 など (ただし、同一の構内でこれらの設備が電氣的に接続され、出力の合計が 50kW以上 となる場合は小規模発電設備とはならない)
簡易専用水道 (受水槽、高架水槽)	水槽の有効容量の合計が 10㎡ を超えるもの	水槽の清掃 施設及びその管理の状況に関する検査・水質検査・直観検査	1回/1年	水道法 34条の2 1項 同 施行規則 55条 1号	地方公共団体の機関又は 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者	簡易専用水道の管理に係る検査の方法 その他必要な事項(厚生労働省 告示 第262号)
小規模 貯水槽水道 (受水槽、高架水槽)	水槽の有効容量の合計が 10㎡ 以下であるもの	水槽の清掃 水質検査・管理の状況に関する検査	1回/1年	・各市及び日高村・津野町 各市町村の飲用井戸等衛生対策要綱等 ・それ以外の町村 高知県飲用井戸等衛生対策要綱 ・各市及び日高村・津野町 各市町村の飲用井戸等衛生対策要綱 ・それ以外の町村 高知県飲用井戸等衛生対策要綱	水道法第34条の2 第 2 項の 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者又は建築物衛生法第12条の2 に基づき知事の登録を受けた者	小規模貯水槽水道の清掃及び水質検査等は努力義務
浄化槽	浄化槽、みなし浄化槽	水質検査	1回 (新たに設置または構造・規模を変更し、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間)	浄化槽法 7条 環境省関係浄化槽法施行規則 4条、4条の2	指定検査機関	処理対象人員が 500人を超える浄化槽については水質汚濁防止法による特定施設となり、排出水の自主測定が必要 ・水質汚濁防止法 2条2,6項、3条3,4項、14条1項 ・同 施行令 1条(別表1 72号) ・同 施行規則 9条1,2号 ・福島県生活環境の保全等に関する条例 39条1項 ・同 施行規則 31条 ・大気汚染防止法に基づき排出基準及び水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(福島県条例) 2条
			1回/1年	浄化槽法 11条 環境省関係浄化槽法施行規則 9条、9条の2		
		保守点検	1回/1週～6月 (処理方式、処理対象人員等による)	浄化槽法 8条、10条1,3項 環境省関係浄化槽法施行規則 6条	浄化槽法 48条 1項の規定により登録を受けたもの	処理対象人員が 501人以上の浄化槽については技術管理者を置かなければならない (浄化槽法 10条 2項 同施行令 1条 環境省関係浄化槽法施行規則 8条)
		清掃	1回以上/1年 (全ばつ気方式：おおむね 1回以上/6月)	浄化槽法 9条、10条1,3項 環境省関係浄化槽法施行規則 7条	浄化槽清掃業者	

点検項目	点検対象		内容	点検周期	関係法令	点検資格者	備考	
特定建築物 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律対象の建築物)	空気調和設備	・ 冷却塔及び冷却水 ・ 加温装置 ・ 空気調和設備内の排水受け	・ 冷却塔及び冷却水 汚れの状況点検 (必要に応じて 清掃、換水等) ・ 加温装置 汚れの状況点検 (必要に応じて 清掃等) ・ 空気調和設備内の 排水受け汚れ及び 閉塞状況の点検 (必要に応じて 清掃等)	使用開始時及び 使用開始後 1回/1月 (1月を超える期間使用 しない場合は不要)	建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 1号 同 施行規則 3条の18	建築物環境衛生管理技術者の 監督のもとに行われること	特定建築物とは ・ 興行場、集会場、図書館、美術館、事務所などの用 途に供される部分の延べ面積が 3,000㎡以上 の建築物 ・ 学校、幼保連携型認定こども園の用途に供される建 築物で延べ面積が 8,000㎡以上 のもの 空気調和設備とは 空気の浄化、温度調節、湿度調節、流量調節 の 4 つ の機能を備えた設備 機械換気設備とは 空気の浄化、流量調節 の 2 つの機能を備えた設備 本表における上水は 水道事業(水道法3条2項)の用に供する水道 または専 用水道(水道法3条6項) からのみ供給を受ける水とする	
		・ 冷却塔 ・ 冷却水の水管 ・ 加温装置	清掃	1回/1年				
		各階ごとの居室の空気環境	浮遊粉じんの量、一 酸化炭素の含有率、 二酸化炭素の 含有率、温度、相対 湿度、気流の測定	1回/2月				
	機械換気設備	各階ごとの居室の空気環境	浮遊粉じんの量、一 酸化炭素の含有率、 二酸化炭素の 含有率、気流の測定	1回/2月	建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 1号 同 施行規則 3条の2			
	建築・大規模修繕・大規模模様替(建築等)を 行った階層の居室		ホルムアルデヒドの 量の測定	1回 (建築等の完了後、使用 開始日以後 最初に 到来する 6/1～9/30 の 期間に測定)	建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 2号 イ 同 施行規則 4条 1項 3号 水質基準に関する省令			
	給水設備 (受水槽方式、 井水等) (水源が上水 のみかつ直結・ 増圧方式は 除く)	水源：上水のみ	水質検査	1回/6月(16項目) 1回/1年(12項目、6/1～ 9/30の期間に検査)				建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 2号 イ 同 施行規則 4条 1項 3号
			遊離残留塩素の検査	1回/7日				建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 2号 イ 同 施行規則 4条 1項 7号
			貯水槽の清掃	1回/1年				建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 2号 イ 同 施行規則 4条 1項 7号
		水源：全部または 一部が地下水等 の上水以外	水質検査	1回/6月(16項目) 1回/1年(12項目、6/1～ 9/30の期間に検査) 1回/3年(7項目) 1回(51項目、給水を開始 する前)				建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 2号 イ 同 施行規則 4条 1項 4号 水質基準に関する省令
			遊離残留塩素の検査	1回/7日				建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 2号 イ 同 施行規則 4条 1項 7号
			貯水槽の清掃	1回/1年				建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 2号 イ 同 施行規則 4条 1項 7号
	雑用水 (ただし 水洗便所用水 への供給水が 洗浄便座等に 併用される場 合は飲用水と して適用を 受ける)	水源：上水以外 (上水のみを水源と する場合は対象外)	水質検査	1回/7日(pH値、臭気、 外観) 1回/2月(大腸菌、濁度) (水洗便所用水では 濁度の検査は不要)				建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 2号 イ 同 施行規則 4条の2 1項 3,4号
			遊離残留塩素の検査	1回/7日				建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 2号 イ 同 施行規則 4条の2 1項 5号
	排水設備	排水設備の清掃		1回/6月				建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 2号 ハ 同 施行規則 4条の3 1項
	清掃	大掃除		1回/6月	建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 3号 イ 同 施行規則 4条の5 1項			
	ねずみ、昆虫等の防除	ねずみ等の発生・ 被害の調査、駆除		1回/6月	建築物衛生法 4条 1項 同 施行令 2条 3号 イ 同 施行規則 4条の5 2項			
事務所 (事務所とは 建築物または その一部で、 事務作業に 従事する労働 者が主として 使用するもの)	機械による換気の設備		異常の有無の点検	はじめて使用するとき 分解して改造または修理 を行ったとき 1回/2月	事務所衛生基準規則 9条	事業者	機械による換気のための設備とは 空気調和設備、機械換気設備、換気扇等 動力による 換気のための設備全てをいう	
	空気調和設備	・ 冷却塔及び冷却水 ・ 加温装置 ・ 空気調和設備内の排水受け	汚れの状況点検 (必要に応じて 清掃等)	使用開始時及び使用 開始後 1回/1月 (1月を超える期間使用 しない場合は不要)	事務所衛生基準規則 9条の2			
		・ 冷却塔 ・ 冷却水の水管 ・ 加温装置	清掃	1回/1年				
	中央管理方式の 空気調和設備を 設けている 建築物の労働者 を常時就業 させる室	作業環境	下記項目の測定 ① 一酸化炭素及び 二酸化炭素の含有率 ② 室温及び外気温 ③ 相対湿度	1回/2月 (②、③については測定回 数の緩和規定あり)	労働安全衛生法 65条 1項 事務所衛生基準規則 7条		中央管理方式とは、 各居室に供給する空気を中央管理室等で一元的に 制御する方式 (基発第0621004号 平成16年6月21日 厚生労働省 労働基準局長 通達)	
	建築・大規模修繕・大規模模様替(建築等)を 行った 労働者を常時就業させる室		ホルムアルデヒドの 量の測定	1回 (建築等の完了後、 使用開始日以後 最初に到来する 6/1～ 9/30 の期間に測定)	事務所衛生基準規則 7条の2			
	照明設備の 照度	労働者を常時就業させる室	点検	1回/6月	事務所衛生基準規則 10条 3項		点検とは、 電球、反射笠等の汚れ、破損または機能劣化など 照度の低下の原因となる事項について行う (法令上、定期的な照度の測定は不要)	
	清掃	大掃除		1回/6月	事務所衛生基準規則 15条 1号			
	ねずみ、昆虫等の防除	ねずみ等の発生・ 被害の調査、駆除		1回/6月	事務所衛生基準規則 15条 2号			

点検項目	点検対象			内容	点検周期	関係法令	点検資格者	備考
消防用設備等	消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備			機器点検	1回/6月	消防法 17条の3の3 同 施行令 36条 2項 同 施行規則 31条の6	消防設備士、消防設備点検資格者 (下記①～③については資格要) ① 1,000㎡以上の特定防火対象物 ② 1,000㎡以上の非特定防火対象物 で消防長又は消防署長が火災予防 上必要があると認めて指定するもの ③ 地階または3 階以上の階に特定用途 (集会場、宿泊所、病院など)があり かつ階段が屋内1 系統のみのもの	防火対象物とは、消防法施行令 別表第1 に掲げるもの ・特定防火対象物(集会場、宿泊所、病院など)：別表第1 (1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)イ、(16)イ、(16の2)、(16の3) ・非特定防火対象物(学校、図書館、倉庫、事務所など)：別表第1 (5)ロ、(7)、(8)、(9)ロ、(10)～(15)、(16)ロ、(17)、(18) 点検の期間、点検結果の報告書の様式：消防庁告示 第9号 (平成16年5月31日) 点検の基準、点検票の様式：消防庁告示 第14号 (昭和50年10月16日) 非特定防火対象物で消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの： 高知市消防局告示第1号 (平成10年 3月 1日)
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排泄設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源(配線の一部を除く)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備			機器点検	1回/6月			
				総合点検	1回/1年			
	配線			総合点検	1回/1年			
防火対象物	収容人員 300人以上	消防法施行令 別表第1 (1)～(4)、 (5)イ、(6)、 (9)イ、 (16)イ、 (16の2)	全て	・防火管理者を選任しているか ・消火、通報、避難訓練を実施しているか ・避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか ・防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか ・カーテン等の防火対象物品に防火性能を有する旨の表示が付けられているか ・消防法令の基準による消防用設備等が設置されているかなど	1回/1年 特例：(消防法 8条の2の3) 消防長又は消防署長に申請し、検査の結果 消防法令の遵守状況が優良な場合、点検・報告の義務が免除される (3年以内ごと(失効前)に認定を受けることで特例認定の継続ができる)	消防法 8条の2の2 同 施行令 4条の2の2 同 施行規則 4条の2の4	防火対象物点検資格者	防火対象物については上欄参照
	収容人員 30人以上 300人未満	消防法施行令 別表第1 (1)～(4)、 (5)イ、 (6)イ、 (9)イ	地階または3 階以上の階に 特定用途があり、かつ階段が屋内1 系統のみのもの					
	収容人員 10人以上 300人未満	消防法施行令 別表第1 (6)ロ						
危険物	・指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所 ・地下タンクを有する一般取扱所			技術上の基準(消防法 10条 4項)に適合しているかの点検	1回/1年	消防法 14条の3の2 危険物の規制に関する政令 8条の5 危険物の規制に関する規則 62条の4 62条の6	危険物取扱者、 危険物施設保安員、 危険物取扱者の立会を受けた者	※ 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示 ：自治省告示 第99号(昭和49年5月1日)
	地下タンク			漏れの点検 但し、下記のもの は点検不要 ・危険物の微小な漏れの検知及び漏えい拡散防止のための告示で定める措置 (告示 71条 3項 ※)が講じられているもの	1回/1年(下記に該当しない場合) 1回/3年 ・完成検査を受けた日から15年を超えないもの ・危険物の漏れの検知及び漏えい拡散防止のための告示で定める措置 (告示 71条 4項 ※)が講じられているもの ・平成16年3月31日以前に設置許可申請がなされたもので「危険物の規制に関する規則」の附則(平成15年12月17日 総務省令第143号) 3項 1号または2号に該当するもの	消防法 14条の3の2 危険物の規制に関する政令 8条の5 危険物の規制に関する規則 62条の5の2 62条の6		
	二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻			漏れの点検 但し、下記のもの は点検不要 ・内殻 ・強化プラスチック製の外殻と地下タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの	1回/3年	消防法 14条の3の2 危険物の規制に関する政令 8条の5 危険物の規制に関する規則 62条の5の2 62条の6	危険物取扱者 又は 危険物施設保安員 又は 危険物取扱者の立会を受けた者でかつ 点検の方法に関する知識及び技能を有する者	
	地下埋設配管			漏れの点検 但し、下記のもの は点検不要 ・危険物の微小な漏れの検知及び漏えい拡散防止のための告示で定める措置 (告示 71条の2 2項 ※)が講じられているもの	1回/1年(下記に該当しない場合) 1回/3年 ・完成検査を受けた日から15年を超えないもの ・危険物の漏れの検知及び漏えい拡散防止のための告示で定める措置 (告示 71条の2 3項 ※)が講じられているもの ・平成16年3月31日以前に設置許可申請がなされたもので「危険物の規制に関する規則」の附則(平成15年12月17日 総務省令第143号) 3項 1号または2号に該当するもの	消防法 14条の3の2 危険物の規制に関する規則 62条の5の3 62条の6		

点検項目	点検対象			内容	点検周期	関係法令	点検資格者	備考
冷凍機	特定施設の1日の冷凍能力が20 t (フロンガスの場合50 t)以上の高圧ガスを用いる冷凍機			保安検査	1回/3年	高圧ガス保安法 35条 冷凍保安規則 40条 2項	都道府県知事、高圧ガス保安協会 または 指定保安検査機関	都道府県知事以外が検査する場合は、検査者の届出や結果報告が必要 特定施設とは以下を除く製造施設 (冷凍保安規則 40条 1項) ・ヘリウム、R21、R114を冷媒ガスとする製造施設 ・製造施設のうち認定指定設備の部分
	特定施設以外の上記			定期自主検査	1回/1年	高圧ガス保安法 35条の2 冷凍保安規則 44条 3項	冷凍保安責任者が自主検査の実施について監督を行う	
冷媒にフロン類を使用する業務用機器(空調機器、冷蔵機器、冷凍機器)	第1種特定製品(エアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器)			簡易点検 (異常音、外観、油漏れ確認等)	1回/3月	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 16条 1項 経済産業省・環境省 告示 第13号 (平成26年12月10日)	十分な知見を有するもの	第1 種特定製品とは以下に掲げる機器のうち、業務用の機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの(法 2条 3項) ・エアコンディショナー ・冷蔵機器及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む)
	上記のうち	エアコンディショナー	定格出力 7.5kW 以上 50kW 未満	定期点検 (異常音、外観、油漏れ確認、冷媒漏えい検査)	1回/3年			
			定格出力50kW以上		1回/1年			
		冷蔵機器 冷凍機器	定格出力7.5kW以上		1回/1年			
ガス	都市ガス	消費機器	消費機器が技術上の基準に適合しているかの調査	1回/4年	ガス事業法 159条 1項,2項 同 施行規則 200,202条	ガス事業者		
	液化石油ガス	消費設備	消費設備が技術上の基準に適合しているかの調査	1回/1月 1回/1年 1回/4年 (消費設備の種類による)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 27条 1項 2号 同 施行規則 37条	ガス事業者	消費設備とは、液化石油ガス販売事業の登録を受けた者が一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費のための設備(供給設備に該当するもの及び船舶内のものを除く) (法 2条 5項)	
ばい煙	ばい煙(ばいじん、窒素酸化物等)を発生する機器 (ボイラー、自家発電装置) 廃棄物焼却炉等			ばい煙量 または ばい煙濃度の測定	1回/2月等 (設備の種類及び仕様により異なる)	大気汚染防止法 2,16条 同 施行令 1,2条 同 施行規則 15条		
排ガス、ばいじん及び焼却灰その他の燃えがら	火床面積0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上の廃棄物焼却炉 (施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合、それらの火床面積又は焼却能力の合計とする)			排ガス、ばいじん及び焼却灰その他の燃えがらのダイオキシン類濃度の測定	1回/1年以上	ダイオキシン類対策特別措置法 28条 同 施行令 4条 同 施行規則 2条		
排水	水質汚濁防止法における特定施設からの排水			排水水の測定	1回/1年以上 (施設の種類及び排水量により異なる)	水質汚濁防止法 2,14条 同 施行規則 9条 総理府 令 第35号 (昭和46年6月21日) 環境省 告示 第67号 (平成5年8月27日) 高知県清流保全条例		水質汚濁防止法に係る特定施設は、水質汚濁防止法施行令第1条別表第一に掲げる施設

責任及びリスク分担の区分表

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管 理 者
賃金水準の変動	賃金水準の変動に伴う費用の増加又は減少	協議事項	
物価等の変動	物価の変動に伴う物品費、光熱費及び労務単価等の著しい変動に伴う費用の増加又は減少	協議事項	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周辺地域・住民への 対応	地域との協調		○
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等		○
	上記以外	○	
税制度の変更	消費税の変更	○	
	一般的な税制変更（消費税を除く。）		○
法令の改正	施設の設置基準、管理基準等の変更により、施設、設備等の改修又は整備が必要なもの	○	
	施設の管理業務一般に関するもの		○
不可抗力	不可抗力（台風、豪雨、洪水、地震、火災、その他県又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な原因）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能	協議事項	
施設・設備の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上のもの	○	
	1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）未満のもの		○
	施設の新設又は増改築	○	
	その他特別な事情があると認められるとき	協議事項	
貸与物品の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上のもの	○	
	1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）未満のもの		○
	その他特別な事情があると認められるとき	協議事項	
施設利用者への損害	指定管理者の責に帰すべき理由により利用者に損害を与えた場合		○
第三者への賠償	指定管理者としての義務を怠ったことによる損害を与えた場合		○
	上記以外の理由による損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○